

**目黒区  
特別支援教育推進計画  
(第三次)**

**平成 27 年 3 月**

**目黒区教育委員会**

## 目 次

### I 特別支援教育推進計画改定の概要

1	計画改定の経緯 .....	2
2	計画改定の目的 .....	2
3	計画の位置づけ .....	3
4	計画の期間 .....	3
5	計画の対象 .....	3

### II 目黒区の特別支援教育の現状と課題

1	特別支援学級の設置状況.....	4
2	特別支援教育推進計画（第二次）における取組みの成果と課題.....	8

### III 特別支援教育推進計画の重点目標と推進施策

1	重点目標.....	12
2	計画の体系.....	16
3	推進施策と具体的な取組み.....	18

\* 印の用語は p41 からの用語解説  
に記載があります。

# I 特別支援教育推進計画改定の概要

## 1 計画改定の経緯

目黒区の特別支援教育<sup>\*</sup>については、障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向けて、一人ひとりのもつ能力や可能性を最大限に伸ばす教育の推進を目指し、平成19年3月に第一次の特別支援教育推進計画（以下、「計画」という。）、平成22年3月には平成22年度から26年度を計画期間とする第二次の計画を策定し、目黒区における特別支援教育の推進に努めてきたところです。

こうした中、平成23年8月に障害者基本法が一部改正され、教育については第16条第1項で「国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実に必要な施策を講じなければならない」と定められました。

また、東京都教育委員会では、平成22年11月に「東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画」を策定しました。この中では、通常の学級に在籍する知的発達に遅れのない発達障害<sup>\*</sup>の児童・生徒に対する支援体制を整備するため、すべての小・中学校に「特別支援教室」を設置し、専門性の高い教員が巡回指導を実施する「特別支援教室構想」が提案され、その具体化<sup>\*</sup>に向けて、平成24年度から3年間、小学校を対象とした特別支援教室モデル事業が、本区をはじめ4区市により実施されたところです。

以上のような状況変化を踏まえ、目黒区において一人ひとりの障害に応じたきめ細やかな特別支援教育をさらに充実させるため、計画の改定を行いました。

## 2 計画改定の目的

障害のある子どもたちが一人ひとりのもつ能力を發揮しながら、地域でいきいきと生活していくためには、乳幼児期から学校卒業後、さらには就労までを見通した一貫した支援体制が必要であり、学校教育の分野だけではなく、子育て、福祉、保健、労働等の行政分野を含めた総合的な取組みが求められています。

また、学校教育や障害福祉の分野における近年の法改正<sup>\*</sup>により、障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ共に学ぶインクルーシブ教育の構築が求められています。

こうした中で、一人ひとりの障害の状態や教育的ニーズを把握し、適切な教育や指導を個々に行っていく「特別支援教育」の考え方にに基づき、障害のあるなしに関わらず、児童・生徒一人ひとりが、授業内容を理解し、学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしつつ生きる力を身に付けることができる教育を目指し、目黒区における特別支援教育を推進することを目的とします。

### 3 計画の位置づけ

- 本計画は、目黒区基本計画の補助計画として、めぐろ学校教育プランや目黒区障害者計画、目黒区子ども総合計画等、他の関連計画と整合性を図りながら、特別支援教育の具体化を図っていきます。
- 本計画に掲げた施策は、目黒区実施計画及び毎年度の予算編成を通して実現を図っていきます。
- 特別支援教室事業については、東京都は平成28年度から全区市の小学校で本格実施することとしています。目黒区としては、平成24年度から26年度まで実施した東京都特別支援教室モデル事業での成果と課題を踏まえ、平成27年度から実施していきます。

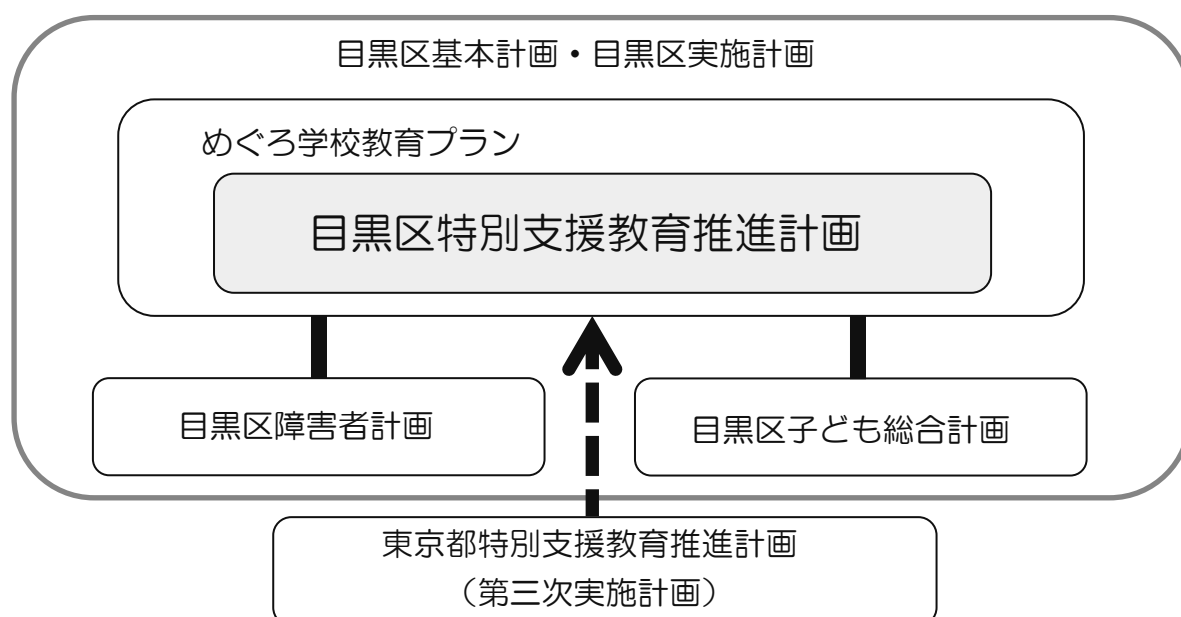
### 4 計画の期間

- 本計画の期間は、平成27年度から31年度までの5年間とします。
- 計画期間内に関連計画の改定が行われた場合や特別支援教育をめぐる状況が変化した場合は、必要に応じて見直しを行います。また、計画期間が終了する時点では、進捗状況を評価し、その後の方策等を検討します。

### 5 計画の対象

目黒区における特別支援教育の対象者は、区立幼稚園・こども園に在籍している幼児、区立小・中学校に在籍している児童・生徒、目黒区在住で特別支援学校<sup>\*</sup>の小・中学部に在籍している児童・生徒や、それらの保護者、教職員です。また、特別支援教育の推進のため、一般区民への働きかけや関係部局・関係機関との連携を図ります。

#### <計画の位置づけ>



## Ⅱ 目黒区の特別支援教育の現状と課題

### 1 特別支援学級の設置状況

目黒区では、特別支援学級<sup>\*</sup>を固定学級<sup>\*</sup>として知的障害<sup>\*</sup>学級を6校（小学校4校、中学校2校）に、肢体不自由<sup>\*</sup>学級を2校（小・中学校各1校）に、自閉症<sup>\*</sup>・情緒障害<sup>\*</sup>学級を1校（中学校のみ）に設置しています。また、通級指導学級<sup>\*</sup>として難聴<sup>\*</sup>・言語障害<sup>\*</sup>学級を1校（小学校のみ）、情緒障害等<sup>\*</sup>学級を8校（小学校7校、中学校1校）に設置し、平成26年4月現在で298名が在籍しています。

平成26年度の特別支援学級別児童・生徒数は表1のとおり、特別支援学級児童・生徒数の年度別推移は表2のとおりです。

特別支援学級の児童数のうち、情緒障害等通級指導学級の児童数は、平成25年度の特別支援教室の全小学校設置にともない、表3のとおり、大幅に増加しています。

平成24年の文部科学省の調査によると、知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童・生徒の割合は6.5%とされています。平成25年に東京都が行った調査では、都内公立小・中学校における発達障害<sup>\*</sup>の児童・生徒の在籍率は4.7%とされ、平成25年に目黒区校長会が行った同様の調査では3.6%でした。

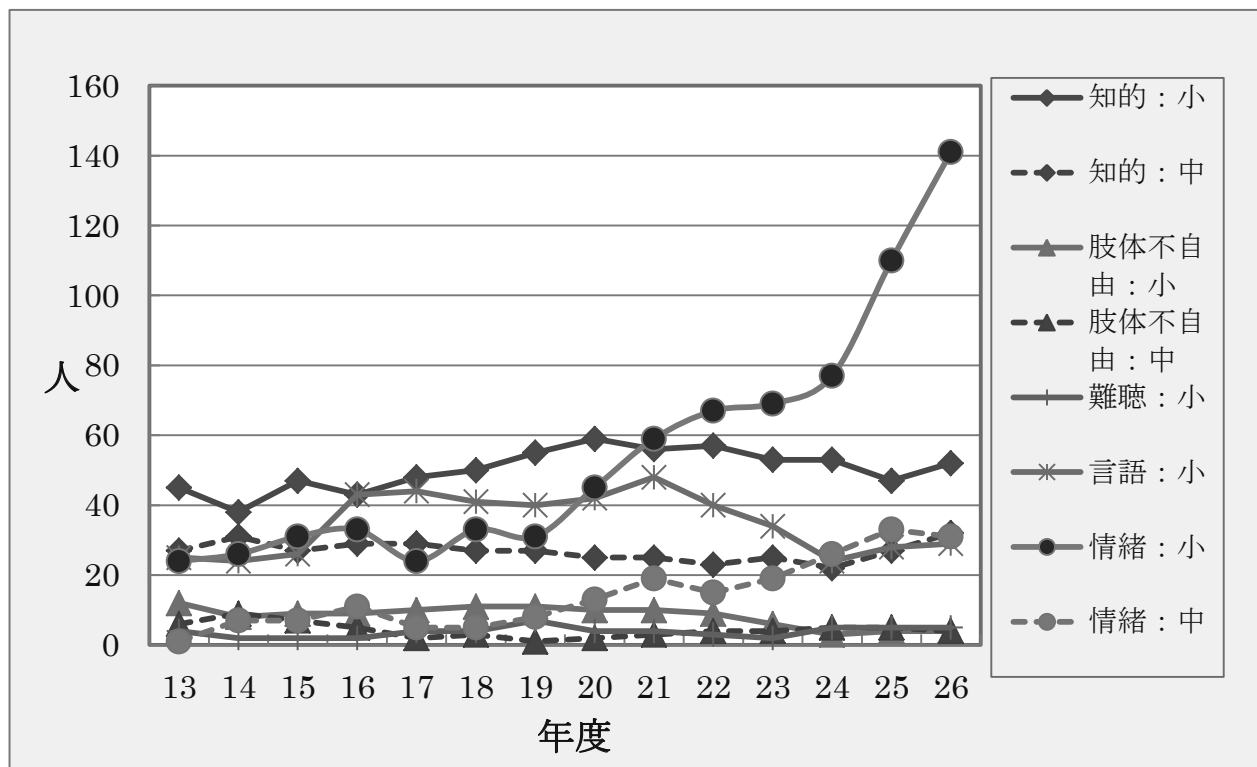
平成26年4月現在、特別支援教室を利用している児童数は、全児童数の1.7%程度にあたる141名であり、特別支援教室の利用児童数は、今後160名程度増加する可能性があります。

表1 平成26年度特別支援学級別児童・生徒数一覧（平成26年4月7日現在）

種別	学校名	学級名	在籍人数	学級数	開設年	
小学校	知的障害学級(固定)	八雲小学校	3くみ	9	2	H20
		菅刈小学校	あすなろ学級	18	3	S34
		碑小学校	4くみ	18	3	S28
		鷹番小学校	つくし学級	7	1	S36
	特別支援教室拠点校 (情緒障害等学級、 通室・通級)	中目黒小学校	特別支援教室 すずかけ	27( 2)	3	H20
		五本木小学校	特別支援教室 ゆりのき	35( 11)	4	S47
		原町小学校	特別支援教室 かしわのき	13( 4)	2	H21
		不動小学校	特別支援教室 ゆずりは	16( 5)	2	H25
		中根小学校	特別支援教室 さくら	18( 3)	2	H22
		宮前小学校	特別支援教室 はなみずき	9( 2)	1	H25
		東山小学校	特別支援教室 いちよう	23( 10)	3	H25
	肢体不自由学級 (固定)	油面小学校	わかたけ学級	4	1	S38
	難聴・言語障害学級 (通級)	東根小学校	きこえとことばの 教室	難聴 5	1	S49
言語 29				2	S50	
中学校	知的障害学級(固定)	第三中学校	F組	13	2	S35
		第八中学校	E組	19	3	S30
	情緒障害等学級 (通級)	第七中学校	つばさ	12	2	H24
	自閉症・情緒障害学 級(固定)	目黒中央中学校	しいの木学級	19	3	S55
	肢体不自由学級 (固定)	第四中学校	わかたけ学級	4	1	S42
			<b>298</b>	<b>41</b>		

\* 小学校の情緒障害等通級指導学級の（ ）内の数は、在籍校の特別支援教室のみを利用している児童数です。  
 \* 目黒中央中学校のしいの木学級は、開設当初から平成17年度末までは旧第六中学校に設置されていました。  
 \* 第三中学校及び第四中学校は、統合により平成27年4月1日から大鳥中学校となります。

表2 特別支援学級児童・生徒数年度別推移 (各年度4月7日現在)

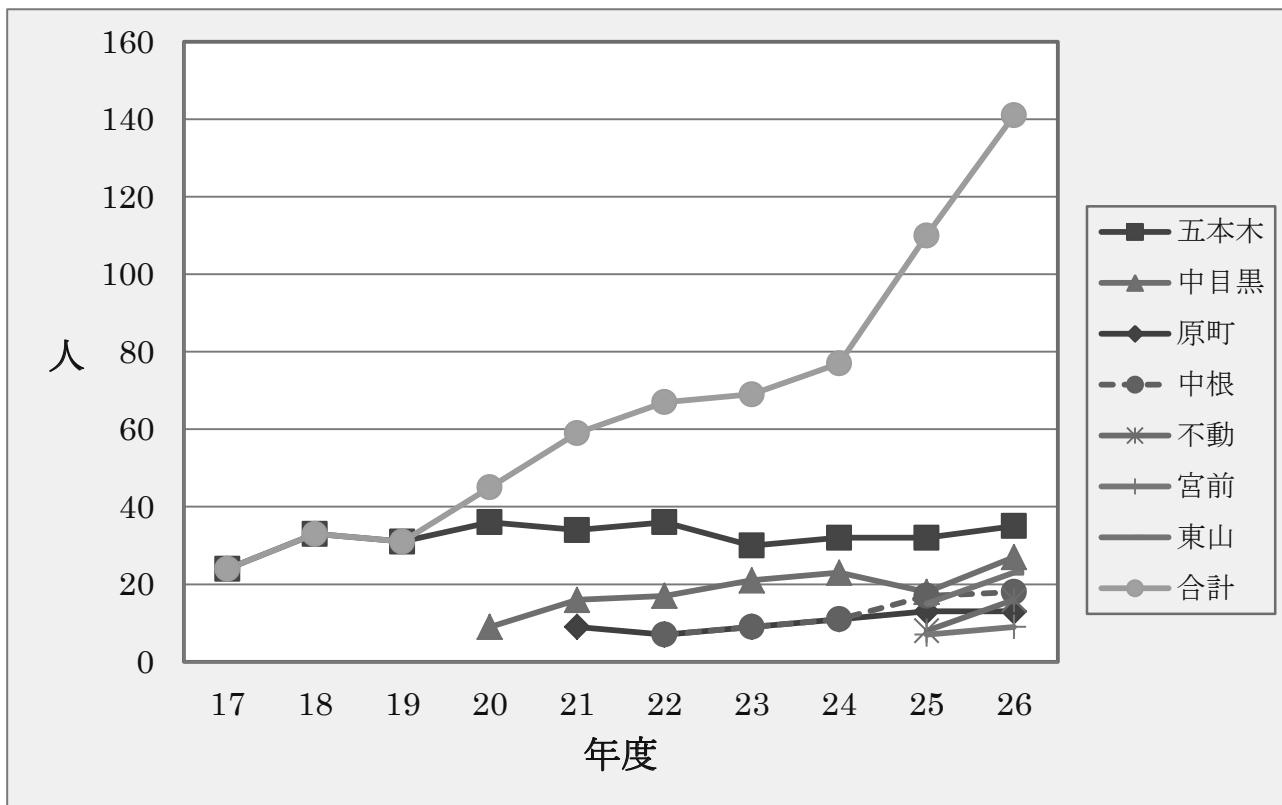


年度	知的障害 (固定)		肢体不自由 (固定)		難聴 (通級)	言語障害 (通級)	情緒障害等 (小は通級のみ、中 は H24 から固定及 び通級)		小学 校計	中学 校計	合計
	小	中	小	中	小	小	小	中			
13	45	27	12	6	4	25	24	1	110	34	144
14	38	31	8	9	2	24	26	7	98	47	145
15	47	27	9	7	2	26	31	7	115	41	156
16	43	29	9	5	2	43	33	11	130	45	175
17	48	29	10	2	4	44	24	5	130	36	166
18	50	27	11	3	4	41	33	5	139	35	174
19	55	27	11	1	7	40	31	8	144	36	180
20	59	25	10	2	4	42	45	13	160	40	200
21	56	25	10	3	4	48	59	19	177	47	224
22	57	23	9	4	3	40	67	15	176	42	218
23	53	25	6	4	2	34	69	19	164	48	212
24	53	22	3	5	5	24	77	26(7)	162	53	215
25	47	27	4	5	5	28	110(24)	33(9)	194	65	259
26	52	32	4	4	5	29	141(37)	31(12)	231	67	298

\* 小学校の情緒障害等は H25 から特別支援教室のみ利用分(カッコ内)を含む。

\* 中学校の情緒障害等は H13～23 は固定学級のみ、H24 からは通級指導学級分(カッコ内)を含む。

表3 情緒障害等通級指導学級（小学校）及び特別支援教室在籍児童数の推移  
 (各年度4月7日現在)



年度	五本木	中目黒	原町	中根	不動	宮前	東山	合計
17	24							24
18	33							33
19	31							31
20	36	9						45
21	34	16	9					59
22	36	17	7	7				67
23	30	21	9	9				69
24	32	23	11	11				77
25	32	18	13	17	8	7	15	110
26	35	27	13	18	16	9	23	141



## 2 特別支援教育推進計画（第二次）における取組みの成果と課題

特別支援教育推進計画（第二次）では、障害のある児童・生徒等の自立や社会参加を支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズに応え、個の能力や可能性を最大限に伸ばす、多様で柔軟な教育を展開することとし、これを計画の基本的な考え方としました。この考え方に基づき、平成22年度からは次に示す4つの指針を定め、特別支援教育推進のための施策を総合的に展開しました。

- 【指針1】 特別支援教育についての保護者や区民の理解促進を図ります
- 【指針2】 児童・生徒等の多様な教育的ニーズに対応するため、早期からの教育環境の整備を推進します
- 【指針3】 児童・生徒等の多様な教育的ニーズに応じた専門的指導を充実するため、教職員等の資質・専門性の向上を図ります
- 【指針4】 児童・生徒等の多様な教育的ニーズに対応するため、関係諸機関と連携し、区の実情に応じた特別支援教育体制を充実します

### 推進施策1

### 特別支援教育への理解促進のための啓発活動の推進

#### これまでの取組み

<保護者・区民に向けて>

- 特別支援教育を円滑に推進していくため、保護者・区民等を対象に説明会の開催や啓発パンフレット等の作成・配布を行いました。
- 学校運営課では、毎年就学相談説明会に合わせて、特別支援教育講演会を年2回開催しました。
- 教育指導課では、特別支援教室モデル事業や特別支援教育推進計画の改定に合わせて、講演会を開催しました。

<児童・生徒に向けて>

- 特別支援学級設置校では、交流及び共同学習を、行事などの特別な場だけではなく、学校生活の日常的な場で進めました。

<教職員に向けて>

- 教職員の理解啓発のために、校長会・副校長会・特別支援学級主任会・特別支援教育コーディネーター<sup>\*</sup>一連絡会等の各職層別の定例会において、研修を実施しました。
- めぐる学校サポートセンターでは、年次別・職層別の教職員研修を開催しました。

#### 成果と今後の課題

様々な取組みを通じて、講演会の参加者や特別支援教室の利用希望者が増え、講演会終了後のアンケートでは、「とてもよくわかった」等の感想を多く得るなど、一定程度の理解は得られたといえます。しかし、一方では、特別な支援が必要な児童・生徒のクラスメイトや保護者、学校内の教職員の理解が不足しているとの声もありました。

特別支援教育にかかる啓発は、これで十分ということはありません。保護者・区民、児童・生徒、教職員一人ひとりの意識を高め、共生社会の実現と特別支援教育の理解のため、啓発活動を継続・拡充することが必要です。

## これまでの取組み

- 区では、昭和28年の知的障害学級の設置に始まり、小学校4校と中学校2校に知的障害固定学級、小学校1校と中学校1校に肢体不自由固定学級、小学校1校に難聴・言語障害通級指導学級、中学校1校に自閉症・情緒障害固定学級、中学校1校に情緒障害等通級指導学級を設置しました。
- 平成24年度から東京都からの委託を受けて、特別支援教室モデル事業を実施し、平成25年度には小学校の情緒障害等通級指導学級を4校から7校に増設しました。
- 知的障害、肢体不自由、自閉症・情緒障害の児童・生徒を対象とした固定の特別支援学級では、一定の集団の中での安定した人間関係の中で、障害に応じた教育活動を進めました。
- 児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応した「個別指導計画」<sup>\*</sup>の作成を進めました。
- 特別支援学級設置校においては、日常の場での交流及び共同学習を進めました。
- 特別支援学級の教職員研修については、自主研修実施経費の支援等を行い、専門性の向上を図りました。

## 成果と今後の課題

特別支援学級の整備により、区では、障害別・学級形態別の多様な学びの場を充実させるとともに、各学級での個別指導計画の作成を進め、定着を図りました。

しかし、一部には、目黒区における特別支援学級の就学基準と、入級している児童の実態が異なる状況があり、今後のインクルーシブ教育の実現のために、将来を見越した特別支援学級の在り方について検討が必要です。

また、特別な支援が必要な児童・生徒等に対しては、就学前から卒業後まで見通した継続的な支援を行うための総合的な支援計画として「個別の教育支援計画」<sup>\*</sup>(学校生活支援シート)を作成することが求められています。就学前に作成を依頼する「就学支援シート」<sup>\*</sup>とあわせ、保護者や学校関係者が使いやすい様式を検討し、作成の定着に向けて方策を確立する必要があります。

このほか、特別支援学級の教職員への研修や助言・指導の充実、個別指導計画の作成内容の充実、日常の場での交流及び共同学習等の推進をさらに図る必要があります。

## これまでの取組み

- 区では、通常の学級<sup>\*</sup>に在籍する難聴、言語障害、発達障害や情緒障害等の児童・生徒を対象とした通級指導学級を設置し、児童・生徒の障害の

## 成果と今後の課題

- 在籍校の特別支援教室への巡回指導を開始したことによって、これまで保護者の送り迎えができず、指導が受け

実態に応じて、週のうち1時間から8時間、特定の時間に取り出して、小集団又は個別の指導を行ってきました。

○ 平成20年度にめぐろ学校サポートセンターを開設し、特別支援教育支援員<sup>\*</sup>やスクールカウンセラー<sup>\*</sup>の派遣をはじめとした通常の学級に在籍する児童・生徒への支援の拡充を図りました。

○ 通常の学級の教職員に対しては、めぐろ学校サポートセンターにおける年次別・職層別の研修会を実施しました。

○ 平成24年度からの3年間、東京都からの委託を受け、特別支援教室モデル事業を実施しました。平成24年度は従来からある4校の情緒障害等通級指導学級を拠点校として巡回指導を一部先行実施しました。平成25年度からは、新たに3校を加えた7校の拠点校から、知的発達に遅れのない発達障害の児童（自閉症者、学習障害者又は注意欠陥多動性障害<sup>\*</sup>者に該当する児童）や情緒障害の児童に対して、在籍校の特別支援教室におけるきめ細やかな巡回指導を開始しました。

○ 就学指導委員会<sup>\*</sup>による検討結果と保護者の希望が異なる場合は、就学後も、学校からの要請を受け、就学相談員<sup>\*</sup>による保護者の継続相談等を行いました。

られなかった発達障害等の児童が、指導を受けることができるようになりました。指導を受ける児童数は、平成24年度に比べて平成26年度は1.8倍まで増加しました。

○ 東京都の報告によれば、発達障害等の児童は今後も増加傾向にあると言われており、これからも特別支援教室における指導方法や指導内容の充実が必要です。

○ 特別支援教室モデル事業における成果を生かし、児童のアセスメント<sup>\*</sup>（実態把握及び評価）の方法を、通常の学級においても積極的に生かし、全ての児童がよりよく学べるよう、一人ひとりの障害の状態や教育的ニーズを学級担任が自ら把握する方策を確立し、教員の指導力の向上につなげていきます。

○ 教育委員会内外の様々な部署が、通常の学級に在籍する児童・生徒への支援を行ってきましたが、時には同一の児童について、それぞれが支援を行う場合もあり、さらに組織的な支援体制の構築を図る必要があります。

#### 推進施策4

#### 特別支援学校に在籍する児童・生徒の地域交流の推進

##### これまでの取組み

区では、地域交流事業（副籍制度<sup>\*</sup>の実施）として、都立特別支援学校に在籍する児童・生徒の希望により、手紙や学級だよりの送付など、直接交流及び間接交流を一部の地域指定校<sup>\*</sup>において実施しました。

##### 成果と今後の課題

地域交流事業を実施することで、特別支援学校の児童・生徒は地域とのつながりをもつことができ、地域指定校は特別支援教育の理解を進めることができています。

しかし、交流及び共同学習の実施は、一部の児童・生徒にとどまっている状況です。平成27年度から原則実施していく予定である「東京都副籍ガイドライン」に従って、都立特別支援学校と連携し、一層の交流を進めていく必要があります。

## これまでの取組み

- 区ではこれまで、「就学指導委員会」を組織して、医師、特別支援学級設置校校長、特別支援学級教員等の意見を聞きながら、保護者の意見を最大限尊重し、就学先の決定をしました。
- 保護者の希望と就学指導委員会の意見が異なるときは、就学後も学校の要請により継続相談を行いました。
- 特別支援教育専門員<sup>\*</sup>による区立幼稚園・こども園への定期的な巡回訪問を実施し、教職員への助言を行いました。
- めぐる学校サポートセンターが特別支援教育にかかる研修会を実施する際に、私立幼稚園等の教職員にも周知し、早期からの支援について理解啓発を図りました。

## 成果と今後の課題

- 就学相談の開始時期に、幼稚園・こども園、保育園への「就学支援シート」の配布を行っていますが、保護者の障害理解の難しさから、なかなか活用がされず、就学前からつなげる支援には至っていません。  
児童発達支援センターとの連携を図りながら、私立幼稚園や保育園への巡回相談や、ガイダンスの実施等、就学前からの支援を就学後につなげていく体制を構築する必要があります。
- 国の方針として、就学前施設から小学校、小学校から中学校に支援内容をつなげていく就学相談、就学後の柔軟な転学相談や継続的な相談に対応できる組織として「教育支援委員会（仮称）」の設置が求められています。  
今後は、学校教育法施行令の一部改正に対応した充実した教育相談体制を構築していく必要があります、現在の就学相談体制の拡充が求められています。

## これまでの取組み

- 幼稚園・こども園、保育園等の就学前施設の教職員を対象とした就学前教育研修会をめぐろ学校サポートセンターで実施し、幼・保・小の連携を図りました。
- 平成 19 年度から区内連絡会を毎年 1 回開催し、子育て・福祉・保健の各担当者間での連携を図りました。
- 障害のある幼児への支援については、保健センター、幼稚園・こども園、保育園、すくすくのびのび園等、それぞれの施設ごとに育児相談を受けるなどの支援を行いました。

## 成果と今後の課題

- 特別な支援が必要な子どもに対して、様々な機関がそれぞれ支援を行っていますが、就学前から卒業後まで一貫した支援を行うために、児童発達支援センターや子育て、福祉、医療・保健の各分野と連携し、幼児・児童・生徒の発達支援を総合的に推進する組織体制が必要です。  
また、必要に応じて、公私立の区別なく、幼稚園・こども園、保育園等就学前施設との連携を深め、就学先への途切れのない支援を実現する必要があります。
- 医療の面からの支援の確保、特別支援学校高等部を通じた障害者就労支援センターとの連携等、区立学校の在学中から卒業後を見通した支援を検討することも重要です。

# Ⅲ 特別支援教育推進計画の重点目標と推進施策

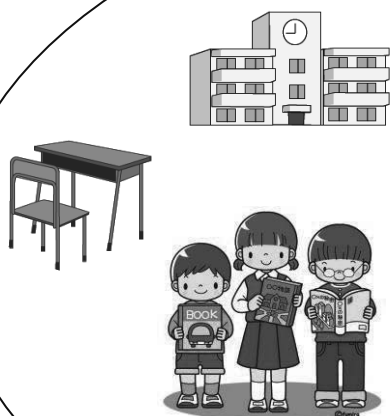
## 1 重点目標

これまで目黒区において取り組んできた特別支援教育の成果や課題、国や東京都の動向を踏まえ、これから5年間に取り組むべき方向として3つの施策の柱（重点目標）を設定し、それぞれの柱を実現するための方策（推進施策）を明らかにして、具体的な取組み（推進事業）をすすめていきます。

### 3つの施策の柱（重点目標）

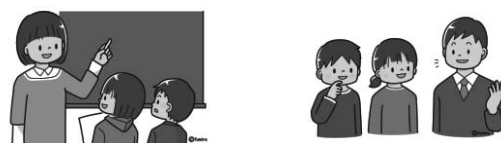
- (1) 特別支援教育の視点をもつ教員を育成し、個に応じた指導を充実します。<sup>\*</sup>
- (2) 障害のある子もない子もいきいきと学ぶ環境を整備します。
- (3) 就学前から卒業後までを見通して関係部局・関係機関との連携を強化します。

【地域の中で】



【学校の中で】

【学級の中で】



特別支援教育の視点をもつ教員を育成し、個に応じた指導を充実します。

障害のある子もない子もいきいきと学ぶ環境を整備します。



就学前から卒業後までを見通して関係部局・関係機関との連携を強化します。



### 【関係部局と関係機関】

関係部局：幼稚園・こども園、保育園、児童館、学童保育クラブ、児童発達支援センター、子ども家庭支援センター、社会教育館、福祉工房、保健センター、障害福祉課、子育て支援課、子ども家庭課、保育課等

関係機関：都立特別支援学校、私立幼稚園・こども園・保育園、高校、大学、NPO等

## 重点目標 1

# 特別支援教育の視点をもつ教員を育成し、個に応じた指導を充実します

### ○ 特別支援学級

特別支援学級は、障害があるために通常の学級における指導では十分に指導の効果を上げることが困難な児童・生徒のために編成される少人数の学級であり、一人ひとりの障害の程度や状態に応じて課題を設定し、学習上又は生活上の発達を最大限に伸ばすことが求められています。同じ学年であっても、全員が同じプリントで学ぶのではなく、進度の異なる児童・生徒には、異なる教材を使用するなどの指導方法が必要とされています。

目黒区では、個に応じた指導が適切に行うことができるよう、特別支援学級の教員の育成や指導内容・方法の充実に努めていきます。また、障害のある児童・生徒の自立と社会参加を推進するために、特別支援学級設置校における理解啓発を進め、交流及び共同学習を積極的に推進していきます。

なお、情緒障害等通級指導学級が設置された小学校は、特別支援教室モデル事業の実施にともない、担当ブロック内の通級指導の拠点校としての役割と、ブロック内の在籍校への巡回指導<sup>\*</sup>により、在籍校の特別支援教室の拠点としての役割を担うこととし、「特別支援教室の拠点校<sup>\*</sup>」と位置付けられました。

特別支援教室の拠点校における指導内容・方法の充実に図るため、研修の実施や学校への支援体制の充実に図り、巡回指導教員<sup>\*</sup>の指導力のさらなる向上や専門性の確保を目指していきます。

### ○ 通常の学級

通常の学級に在籍している、特別な支援が必要な児童・生徒は増加傾向にあります。また、現在、特別支援教育の対象ではなくても、何らかの要因により、コミュニケーションがうまくいっていなかったり、学習につまずいたりしている児童・生徒も少なくありません。

通常の学級に在籍している、困難さが見えにくいために支援の対象となっていなかった子どもたちを含め、特別な支援が必要な児童・生徒への指導を円滑に進めるためには、学級担任がまず、子どもたちの実態を詳細に把握し、教育的ニーズを的確にとらえる必要があります。

全ての学級担任が、一人ひとりの課題に応じた指導を行う特別支援教育の視点を持ち、子どもの苦手な分野は改善し、得意な分野は伸ばしていけるよう、教員の育成を図っていきます。

学校は、学級担任への支援を行うため、校内委員会<sup>\*</sup>の機能の充実に図るとともに、巡回指導教員やスクールカウンセラーの助言を必要ときに得ることができる体制をつくり、全教職員を対象にした校内研修の実施等を行っていきます。

特別支援教育の視点をもつ教員の育成が進むことは、通常の学級の教員の指導力向上につながり、ひいては子どもたち一人ひとりの学びを充実させることができると考えます。

### ○ 多様な学びの場と共に学ぶ場の充実

目黒区では、特別支援教育の多様な学びの場として特別支援学級や特別支援教室を設置しています。この中で、肢体不自由学級や難聴・言語障害学級の対象となる障害の程度については、インクルーシブ教育の考え方をふまえ、同じ教育課程で学ぶことのできる児童・生徒については、できる限り同じ場で学ぶことができるよう、目黒区の特別支援学級の就学基準を見直す必要があります。

その他の特別支援学級に在籍している、全ての時間を通常の学級で学ぶことが難しい児童・生徒であっても、合理的配慮<sup>\*</sup>によって一部の時間でも同じ場で学ぶことができる場合は、できる限り通常の学級で学んでいくことができるよう、学習環境を整えていきます。

また、東山小学校は改築に伴い、特別支援教室の拠点校としての機能も併せて移設しますが、その際には教室の配置を工夫し、通常の学級の教室から行き来しやすい学習環境を整えます。さらに、特別支援教室の個別指導室やプレイルームを、使用していない時間帯は通常の学級の授業で使用するなど、教室活用の共有化を進めていきます。

各小学校の特別支援教室の環境整備も進めながら、障害のある子もない子も、いきいきと学べる環境の整備を図っていきます。

### ○ 特別支援学校に在籍する児童・生徒の地域交流等の推進

特別な支援が必要な児童・生徒のための、一人ひとりの障害の程度に応じた多様な学びの場のひとつとして、目黒区で設置する特別支援学級のほかに、東京都などが設置する特別支援学校が用意されています。

目黒区外の特別支援学校に通う児童・生徒が地域から疎外されることなく、地域とのつながりを持ち、地域社会での育ちを保障するための手段として、副籍制度の活用があります。地域の学校に副次的な籍をもち交流を図ることは、「社会には様々な立場や考え方の違う人がいて当たり前である」という、人間同士の相互理解や思いやりの気持ちを育て、障害のある子も障害のない子も共に生きる共生社会の実現の基礎となります。

目黒区は、区立学校の児童・生徒や保護者の理解啓発を進めるとともに、副籍制度の地域指定校とされた区立小・中学校の、通常の学級や特別支援学級との地域交流を積極的に進めていきます。

### ○ 保護者・区民の理解啓発

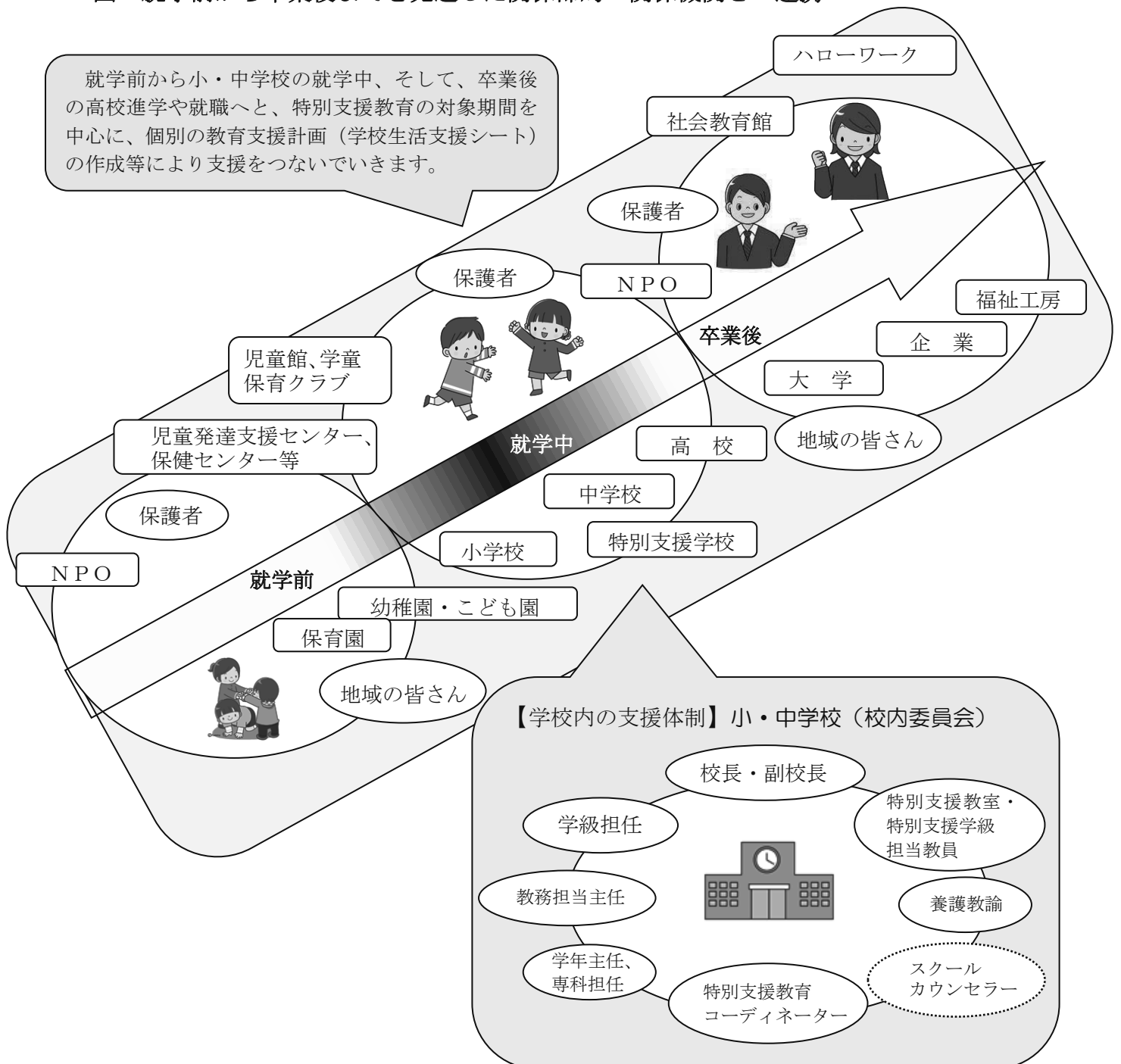
障害のある子もない子も共に学ぶ環境を整備する基礎として、幼稚園・こども園、小・中学校すべての保護者や地域の皆さんの理解が欠かせません。「特別な支援が必要な子どもたちも、通常の学級の子どもたちも、同じように大切にする」「特別支援教育は、特別な子どもたちのための限定された教育ではなく、通常の学級の子どもたちにとっても必要な教育である」等、目黒区の行事や学校活動の中で、様々な機会を捉えて特別支援教育の理解啓発を行っていきます。

### 重点目標 3

## 就学前から卒業後までを見通して関係部局・関係機関との連携を強化します

特別な支援が必要な児童に対する就学後の指導を有効に機能させるためには、就学前段階での障害のある幼児やその可能性のある幼児、保護者への丁寧な対応ときめ細やかな就学支援が必要不可欠です。就学指導委員会を教育支援委員会(仮称)の設置に替えて、就学前から就学後までの相談体制を確立し、学校、児童・生徒、保護者を支援していきます。また、教育だけではなく、児童発達支援センターや子育て、福祉、医療・保健等各分野と連携をする仕組みを強化していきます。

図 就学前から卒業後までを見通した関係部局・関係機関との連携





<p>重点目標 1</p> <p>特別支援教育の視点をもつ教員を育成し、個に応じた指導を充実します</p>	<p>推進施策 1</p> <p>特別支援学級（固定学級）に在籍する児童・生徒への指導の充実</p>
	<p>推進施策 2</p> <p>通常の学級に在籍する発達障害等の児童・生徒への指導の充実</p>
<p>重点目標 2</p> <p>障害のある子もない子もいきいきと学ぶ環境を整備します</p>	<p>推進施策 3</p> <p>多様な学びの場の充実</p>
	<p>推進施策 4</p> <p>特別支援学校に在籍する児童・生徒の地域交流の推進</p>
	<p>推進施策 5</p> <p>特別支援教育の理解啓発</p>
<p>重点目標 3</p> <p>就学前から卒業後までを見通して関係部局・関係機関との連携を強化します</p>	<p>推進施策 6</p> <p>就学前からの教育相談体制等の充実</p>
	<p>推進施策 7</p> <p>個に応じた支援体制の整備</p>